

武蔵野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

武蔵野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月武蔵野市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正前の欄又は改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)及び(2) （略） (3) 幼児 法第4条第1項第2号に規定する幼児のうち、満3歳に満たない者（法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号<u>又は</u>同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合にあっては、当該満3歳以上の児童を含む。）をいう。 (4)から(9)まで （略）	（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)及び(2) （略） (3) 幼児 法第4条第1項第2号に規定する幼児のうち、満3歳に満たない者（法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号<u>若しくは</u>同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合<u>又は同条第10項第3号の規定に基づき保育を必要とする児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合に</u>あっては、当該満3歳以上の児童を含む。）をいう。 (4)から(9)まで （略）	字句の改正 字句の追加

(保育所等との連携) 第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに付則第3条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）（以下これらを「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難である	(保育所等との連携) 第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに付則第3条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項（<u>法第6条の3第10項第3号に掲げる事業（以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあつては、第1号及び第2号に掲げる事項</u>）に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。以下	字句の追加
---	---	--------------

と市が認める地域において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 (1)及び(2)（略） (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 2 から 6 まで （略） 7 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施	同じ。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）（以下これらを「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 (1)及び(2)（略） (3) 当該家庭的保育事業者等（<u>満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。</u>）により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 2 から 6 まで （略） 7 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施	字句の追加
--	---	--------------

設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う<u>者</u>として適切に確保しなければならない。 (1)及び(2) （略） <u>第13条 削除</u>	設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）<u>又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所</u>であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う<u>施設又は事業所</u>として適切に確保しなければならない。 (1)及び(2) （略） <u>（児童対象性暴力等の防止）</u> <u>第13条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなけれ</u>	字句の追加 字句の改正 条の改正
---	---	---------------------------------------

(家庭的保育事業所等内部の 規程) 第18条 家庭的保育事業者等 は、次に掲げる事業の運営に ついての重要事項に関する規 程を定めておかなければなら ない。 (1)から(5)まで (略) (6) 乳児及び幼児の区分ごと の利用定員 (7)から(11)まで (略) 第27条 小規模保育事業は、小 規模保育事業A型、小規模保 育事業B型及び小規模保育事 業C型とする。 (職員) 第29条 (略) 2 保育士数は、次の各号に 掲げる区分に応じ、当該各号 に定める数の合計数に1を加 えた数以上とする。 (1)及び(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満た ない児童(法第6条の3第 10項第2号の規定に基づき 受け入れる場合に限る。次	<u>ばならない。</u> (家庭的保育事業所等内部の 規程) 第18条 家庭的保育事業者等 は、次に掲げる事業の運営に ついての重要事項に関する規 程を定めておかなければなら ない。 (1)から(5)まで (略) (6) 乳児及び幼児の区分ごと の利用定員 <u>(満3歳以上限定 小規模保育事業者にあっ ては、満3歳以上の幼児の 利用定員)</u> (7)から(11)まで (略) 第27条 小規模保育事業は、小 規模保育事業A型、小規模保 育事業B型 <u>(満3歳以上限定 小規模保育事業を除く。)</u> 及 び小規模保育事業C型 <u>(満3 歳以上限定小規模保育事業を 除く。)</u> とする。 (職員) 第29条 (略) 2 保育士数は、次の各号に 掲げる区分に応じ、当該各号 に定める数の合計数に1を加 えた数以上とする。 (1)及び(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満た ない児童(法第6条の3第 10項第2号 <u>又は第3号</u> の規 定に基づき受け入れる場合	字句の追加 字句の追加 字句の追加 字句の追加
---	---	---

号において同じ。) おおむね15人につき1人 (4) (略) 3 前項に規定する保育士の数の算定にあたっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。	に限る。次号において同じ。) おおむね15人につき1人 (4) (略) 3 前項に規定する保育士の数の算定にあたっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師<u>(以下「保健師等」という。)</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 4 <u>第2項に規定する保育士の数の算定にあたっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。))若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)</u>又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。))を、1人に限り、保育士とみなすこ	字句の追加 項の追加
--	--	--------------------------

(職員) 第31条 (略) 2 (略) 3 前項に規定する保育士の数の算定にあたっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する<u>保健師、看護師又は准看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。	<u>とができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うにあたっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（付則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> <u>5 前2項の規定により保健師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、これらの者が保育を行うにあたって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> (職員) 第31条 (略) 2 (略) 3 前項に規定する保育士の数の算定にあたっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する<u>保健師等</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 <u>4 第2項に規定する保育士の数の算定にあたっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすこ</u>	項の追加 字句の改正 項の追加
---	--	--------------------------------------

	<u>とができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うにあたっては、当該小規模保育事業所 B 型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> <u>5 前 2 項の規定により保健師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、これらの者が保育を行うにあたって、当該小規模保育事業所 B 型の保育士（前項ただし書の支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u>	
（利用定員） 第35条 小規模保育事業所 C 型は、法第 6 条の 3 第10項の規定にかかわらず、その利用定員を 6 人以上10人以下とする。 （保育所型事業所内保育事業所の職員） 第44条 （略） 2 （略） 3 前項に規定する保育士の数の算定にあたっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する<u>保健師、看護師又は准看護師</u>を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。	（利用定員） 第35条 小規模保育事業所 C 型は、法第 6 条の 3 第10項<u>第 1 号</u>の規定にかかわらず、その利用定員を 6 人以上10人以下とする。 （保育所型事業所内保育事業所の職員） 第44条 （略） 2 （略） 3 前項に規定する保育士の数の算定にあたっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師等を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。 <u>4 第 2 項に規定する保育士の</u>	項の追加 字句の追加 字句の改正 項の追加

(連携施設に関する特例) 第45条 (略) 2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの(附則第3条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第6条第1項本文の規定にかかわら	<u>数の算定にあたっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うにあたっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士(付則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> <u>5 前2項の規定により保健師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、これらの者が保育を行うにあたって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士(前項ただし書の支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> (連携施設に関する特例) 第45条 (略) 2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの(付則第3条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第6条第1項本文の規定にかかわら	項の追加 字句の改正
--	--	--------------------------

ず、連携施設の確保をしないことができる。 (小規模型事業所内保育事業所の職員) 第47条 (略) 2 (略) 3 前項に規定する保育士の数の算定にあたっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する<u>保健師、看護師又は准看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。	ず、連携施設の確保をしないことができる。 (小規模型事業所内保育事業所の職員) 第47条 (略) 2 (略) 3 前項に規定する保育士の数の算定にあたっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 <u>4 第2項に規定する保育士の数の算定にあたっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うにあたっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> <u>5 前2項の規定により保健師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、これらの者が保育を行うにあたって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士(前項ただし書の支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u>	字句の改正 項の追加 項の追加
--	---	--

(準用) 第48条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「第47条第1項に規定する小規模型事業所内保育事業を行う者（第48条において準用する次条及び第26条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置し、及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第48条において準用する第4号において同じ。）」と、<u>同条第4号中「次号並びに第33条第4号及び第5号」とあるのは「第48条において準用する次号」と読み替えるものとする。</u> 付 則 (連携施設に関する経過措	(準用) 第48条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「第47条第1項に規定する小規模型事業所内保育事業を行う者（第48条において準用する次条及び第26条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置し、及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第48条において準用する第4号において同じ。）」と読み替えるものとする。 付 則 (連携施設に関する経過措	字句の削除
---	--	--------------

置) 第3条 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。 （小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例） 第6条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となる時は、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となる時は、当該保育士に加えて、保育士	置) 第3条 家庭的保育事業者等（<u>満3歳以上限定小規模保育事業者及び特例保育所型事業所内保育事業者</u>を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。 （小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例） 第6条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等（<u>満3歳以上限定小規模保育事業を除く。</u>）が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となる時は、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が	字句の追加 字句の追加
--	--	---------------------------

と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。 第9条 前2条の規定を適用する時は、保育士（<u>法第18条の18第1項の登録を受けた者</u>をいい、<u>第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。</u>）を、<u>保育士の数（前2条の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項の規定により算定されるものをいう。）</u>の3分の2以上、置かなければならない。	1人となる時は、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。 第9条 前2条の規定を適用する時は、保育士（<u>第29条第3項若しくは第4項若しくは第44条第3項若しくは第4項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。</u>）を、<u>前2条の規定の適用がないものとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定される保育士の数の3分の2以上、置かなければならない。</u>	字句の改正 字句の改正
--	--	---------------------------

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条の改正は、令和8年12月25日から施行する。